

体調不良時の対処（学外実習中を含む）と学校感染症に罹患した場合の取り扱いについて

神戸大学大学院保健学研究科、医学部保健学科

1. 原則

他への感染の恐れがある発熱・咳・下痢・嘔吐などの症状がある時は登校しない。

（学外実習にも参加しない）

2. 目的

- (1) 罹患した学生が必要な治療に専念できるように環境を整えること。
- (2) 罹患した学生からの2次感染によって学内での感染症蔓延を予防すること。

3. 学生の手続き

(1) 体調不良時（発熱・咳・下痢・嘔吐）および学校感染症と診断されたとき

①教務学生係に連絡し、現在の症状について報告する。

（教務学生係から所属の教務委員教員・指導教員に連絡する）

②専攻の教員または保健管理室に医療機関への受診について相談する。

③医療機関の受診（必要時入院加療）・自宅療養

（学部2年次生、大学院生および研究生はインフルエンザの場合は診断がついた時点でテスト陽性の結果などの証明書、陰性だがインフルエンザと判断された場合はインフルエンザ疑いの診断書を発行してもらう）

④学校感染症と診断された場合は、出席停止の扱いとなる。（5・6参照）

(2) 治癒後登校するとき（インフルエンザ以外の場合）

①学校感染症と診断された場合は診断書（治癒の証明書）を発行してもらう

（診断書には「他への感染の恐れがない」の一文を入れてもらう）

（書き忘れている場合は「治癒」あるいは「学校保健安全法の規定による自宅待機日数まで療養した」の記載でもよい）

②治癒後登校した際に、まずは保健管理室で診断書（治癒の証明書）を提出し健康チェックを受ける。

③その後教務学生係で手続きする。

④欠席した授業の各担当教員へは登校後に各自で報告する。

(3) 治癒後登校するとき（インフルエンザの場合）

①学部2年次生以上、大学院生および研究生は、インフルエンザの診断がついた時点でテスト陽性の結果などの証明書を発行してもらう（陰性だがインフルエンザと判断された場合はインフルエンザ疑いの診断書）。教務学生係に電話で届け出を行い、所定の自宅待機期間（発症後5日かつ解熱後2日）を経てすべての症状が消失し、回復後登校した際に、保健管理室で証明書（診断書）を提出し健康チェックを受ける。

以降は、3- (2) ③④に準ずる。

- ②**学部1年次生**は、名谷キャンパス教務学生係に届け出を行い、所定の自宅待機期間（発症後5日かつ解熱後2日）を経てすべての症状が消失し、回復後登校した際に、六甲台の保健管理センターで証明書を発行してもらい、名谷キャンパスに登校した際に保健管理室に提出する。以降は、3- (2) ③④に準ずる。

4. 大学側の手続き

- (1) 受診相談＜専攻の教員、保健管理室＞
- ①学校感染症に罹患したことが疑われる、または罹患のおそれのある学生を把握した場合は、速やかに適切な医療機関を受診させ、医師による診断と治療の指示を受けるよう勧める。
 - ②専攻の教員が先に把握し、受診を勧めた場合は、その旨を保健管理室にも連絡をする。
- (2) 受付＜教務学生係＞
- ①学校感染症に罹患した学生から連絡があった場合は、出席停止となること、必要な療養を受けることを伝えるとともに、治癒登校時にまず保健管理室で健康チェックを受け、**証明書または診断書**を提出するよう指示を行う。
- (3) 関係者への連絡＜教務学生係＞＜保健管理室＞
- ①教務学生係は、保健管理室に連絡し、学生からの医療機関への受診の相談の受付を依頼する。
 - ②保健管理室は、必要に応じて専攻の教員等へ報告、相談しながら学生が適切に療養を行えるよう支援、助言をする。
 - ③教務学生係は、履修教科の担当教員に連絡し、教科履修及び試験に関する必要な事項について学生への指示を依頼する。
- (4) 治癒後登校時の確認＜保健管理室、実習期間中においては担当教員＞
- ①学生が治癒後登校した際に、まずは保健管理室で、学生が医師から治癒し登校に支障がないこと及び感染のおそれがない旨説明されているかを確認する。
 - ②保健管理室で**証明書または診断書**（コピーする）を受け取り、健康チェックを行う。
 - ③その後、教務学生係で**証明書または診断書**の原本を受け取り、事務手続きの説明を行う。
 - ④欠席した授業の各担当教員へは登校後に学生が各自で報告する。
 - ⑤当該学生が学外実習期間中の場合は、上記について担当教員が学生に確認する。

5. 学校感染症の場合の取り扱い

感染症の種類及び出席停止の期間は、学校保健安全法に準じたものとする。

下記の感染症に罹患した学生は、必要な手続きを行うことにより、療養に必要な期間を出席停止することとし、以下のとおり取り扱う。

*講義：欠席扱いとはしない。

*試験：適宜担当教員が追試・レポート等による対応策を講じる。

*学外実習の場合：担当教員の判断により、必要な措置をとる。

6. 学校感染症の分類（抜粋）と出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準・目安
※第1種	第1類感染症 第2類感染症（結核を除く）	治癒、もしくは疑いが否定されるまで出席停止とする
第2種	結核	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 肺結核の場合は3連痰陰性を確認する
	髄膜炎菌性髄膜炎	学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 呼吸器症状があればその間サージカルマスク着用
	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了し、特有な咳が消失するか、咳のピークが過ぎるまで 呼吸器症状の消失まではサージカルマスク着用
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで 腫脹後9日まではサージカルマスクを着用する
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての水疱が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状（発熱、咽頭発赤、眼の充血）が消失した後2日を経過するまで 流行性角結膜炎が否定されるまでは7日間出席停止が望ましい
※第3種 および 学校内 感染が 問題と なる 感染症		医師により感染の恐れがないと認められるまで出席停止
	例	目安
	流行性角結膜炎	発症後1～3週間は出席停止 回復後もウイルスは涙液や眼脂に1か月排泄されるので手洗い励行
	感染性胃腸炎	ノロ、ロタ、原因不明を含め、下痢や嘔吐、嘔気が消失後、1日を経過するまで
	手足口病	ウイルスの排泄期間は長いため一律的な規制は現実的ではない 発熱があれば、解熱後1日以上経過するまで
	帯状疱疹	全ての水疱が痂皮化するまで
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌剤が投与され、かつ、全身状態の改善と咳のピークが過ぎるまで	

*主治医より、他への感染の恐れがない旨の証明書を発行してもらい提出する

- ※第1種感染症は、第1類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱）、第2類感染症（急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、鳥インフルエンザ（H5N1、H7N9）である
- ※（新型コロナウイルス感染症<COVID-19>含む）は指定感染症であるため、第1種感染症に分類される
- ※第3種感染症は、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症である